

騒音規制法施行令第1条別表第1

騒音規制法		振動規制法	
1	金属加工機械	1	金属加工機械
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。）		
ロ	製管機械		
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）		
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）	イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）	ロ	機械プレス
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）	ハ	せん断機（原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。）
ト	鍛造機	ニ	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン	ホ	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。）
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）		
ヌ	タンブラー		
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）		
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）（冷凍機に用いるものは含まれない。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械		
イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）		

		5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る。)
	ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 k g 以上のものに限る。)		
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)		
7	木材加工機械	6	木材加工機械
	イ ドラムバーカー		イ ドラムバーカー
	ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)		ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
	ハ 砕木機		
	ニ 帯のご盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)		
	ホ 丸のご盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)		
	ヘ かな盤 (原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)		
8	抄紙機		
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)	7	印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
		8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機	9	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)	10	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)